

日本商工会議所内部通報制度について

平成21年3月1日改正
日本商工会議所

1. 制度の趣旨

日本商工会議所が行う事業および日本商工会議所と各地商工会議所とが共同で行い日本商工会議所もその責任の一端を負うことになる事業（以下、「共同事業」という。）における組織的または個人的な法令違反および諸規程等に反する不適正な行為（以下、「違法行為等」という。）に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違法行為等の早期発見と是正を図り、もって商工会議所運営におけるコンプライアンス（法令遵守）の徹底に資する。

2. 制度の概要（[別紙スキーム図参照](#)）

（1）通報先

- ・日本商工会議所専務理事または常務理事
- ・内部通報窓口（日本商工会議所総務部長）

（2）通報の対象となる事業

- ・日本商工会議所が行う全ての事業
- ・日本商工会議所と各地商工会議所が共同で行い日本商工会議所もその責任の一端を負うことになる事業（＝「共同事業」）
 - ・日本商工会議所を經由して各地商工会議所が実施する国の補助・委託事業
 - ・PL（生産物賠償責任）保険制度
 - ・容器包装リサイクル事業
 - ・個人情報漏えい賠償責任保険制度
 - ・各種検定試験事業
 - ・ビジネス認証サービス（電子認証事業）
 - ・Chambersカード事業
 - ・休業補償プラン
 - ・JANメーカーコードの登録受付業務
 - ・公害健康被害補償（汚染負荷量賦課金徴収）業務

（3）通報者

- ・日本商工会議所が行う事業 日本商工会議所役職員
- ・共同事業 日本商工会議所および当該商工会議所役職員

（4）通報の方法

- ・「内部通報制度 通報フォーム」により、郵送、FAX、eメールまたは持参のいずれかの方法で通報する。

3. 施行日

平成20年5月1日

以上

